

岩手県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和5年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

（1）久慈市宇部町第3地割から夏井町鳥谷第7地割まで（別紙図面のとおり。）

（2）久慈市長内町第18地割から新井田第4地割まで（別紙図面のとおり。）

（3）久慈市二十八日町一丁目から夏井町鳥谷第7地割まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び久慈市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。